

離婚協議書

夫 日本一郎（以下、甲という）と妻 日本花子（以下、乙という）は、協議離婚することに合意する。

記

（親権者）

第1条 甲と乙は、甲乙間の未成年の子 日本二郎（平成19年4月1日生、以下長男という）の親権者を母である乙と定め、今後同人において監護養育する。

（養育費）

第2条 甲は乙に対し、長男の養育費として平成23年8月1日から同人が20歳に達する日の属する月まで 1ヶ月金五万円ずつ、毎月15日限り乙が指定する預貯金口座に振り込んで支払う。

2 甲乙は、上記に定めるほか、長男に関し、入学や入院等、特別な費用を要する場合は、互いに誠実に協議して分担額を定める。

3 甲又は乙から、物価又は甲、乙の各生活状況の変化を理由に前項の定めを変更したいとの申し出があったときは、甲及び乙は互いに誠実に協議しなければならない。

（面接交渉）

第3条 乙は甲が長男と面接をすることを認める。面接の方法については、子の福祉を尊重し、次項の方法により甲乙が協議して定める。

2 甲は長男との面接を希望する日の2週間前までに書面で乙にその旨を通知し、乙はその可否について、子の意向を尊重し、希望する日の5日前までに書面で甲に通知する。

3 原則として甲と長男との面会は、長男が小学校を卒業するまでは乙の付き添いの下行うものとし、面会場所は乙が長男及び甲の意向に配慮して決定する。

4 乙は長男の学校等の行事に関する情報を適宜甲に提供し、甲が長男の学校等の行事について知ることには配慮しなければならない。

5 甲が4の行事への参加を希望する場合は、第2項の手續により乙に申し出る。

6 甲は長男の誕生日、節句、各種記念日において、乙の許可なく長男宛に贈答品を送ることができる。

7 前項までに定めることその他、長男の身に緊急の事態が発生した場合は、乙は面会交渉の通知の有無にかかわらず甲に連絡し、甲が希望すれば長男との面会を認める。

(財産分与)

第4条 甲は乙に対し、財産分与として下記に示す財産を分与する。

1、預貯金

- ・日本一銀行 名古屋支店 普通預金 1234567 金貳百萬円
- ・ゆうちょん銀行 三三三支店 普通預金 7654321 金壱百五拾萬円

2、有価証券

- ・マツサン自動車株 壱千株

3、不動産

- ・土地・家屋

所在地：愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地

構造：木造平屋建

建物面積：90 m²

敷地面積：250 m²

4、前項までの財産につき甲から乙への引き渡し方法は下記の通りとする。

- (1) 預貯金：平成23年7月31日限り全額を上記口座に入金すること及び通帳並びにキャッシュカードの引き渡しを以て行う。
- (2) 有価証券：平成23年7月31日限り甲が乙のために第十証券の証券口座間の株式移転をすることを以て引き渡す。
- (3) 不動産：平成23年7月31日限り甲が乙のために所有権移転登記手続をし、その完了を以て引き渡す。

(慰謝料)

第5条 甲は乙に対し、離婚による慰謝料として、金壱百萬円を平成23年7月31日限り支払う。

(通知)

第6条 甲及び乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、速やかに書面により相手方にこれを通知するものとする。

(清算条項)

第7条 甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって円満に解決したことを確認し、上記の各条項の他、名義の如何を問わず、金銭その他の請求を相互にしない。

上記のとおり合意したので、本書二通作成し、甲乙各自署名押印の上、各自一通ずつ保有する。

平成 23 年 7 月 15 日

(甲) 住所 豊田市西町 3 丁目 60 番地

氏名 日本 一郎 印

(乙) 住所 豊田市西町 3 丁目 60 番地

氏名 日本 花子 印